

# 令和2年教育委員会第14回臨時会会議録

開会日時 令和2年 9月25日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 望月京子  
委 員 日高芳一  
委 員 齋藤初夫  
委 員 塚本 亨  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・学校教育支援担当課長	柴田 賢司	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	大川 千章	・地域教育課長	尾崎 隆夫
・放課後支援課長	生井沢良範	・生涯学習課長	加納 清幸
・生涯スポーツ課長	南部 剛	・中央図書館長	尾形 保男

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 望月京子 委員 日高芳一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和2年教育委員会第14回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日高委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、報告事項等が2件でございます。

それでは、報告事項等の1「損害賠償請求事件について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、私から「損害賠償請求事件について」を報告させていただきます。

資料をご覧ください。

次のとおり、損害賠償請求の訴えの提起がございましたので、ご報告するものでございます。

1「原告の主張」です。原告の子が受けた損害について、原告は被告に対応を求めてきたが、被告から渡された平成27年8月17日付けの書面により、今後、この件について区は一切対応しないこととされ、原告は区民及び被害者としての扱いを受けられなかった。また、被告が東京都教育委員会に対し、虚偽の報告をしたことにより、原告は不当な扱いを受け続けた結果、東京都公益通報弁護士窓口や民事調停等の無駄な対応に追われ、精神的苦痛な日々を過ごしてきた。

2「訴訟の内容」です。(1)事件名、(3)原告は記載のとおりです。(2)裁判所は東京簡易裁判所。(4)被告は葛飾区。(5)請求の趣旨は、ア、被告は原告に対し、金60万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から、支払済みまでの年5分の割合による金利を支払え。イ、訴訟費用は被告の負担とする。ウ、仮執行宣言を求める、とのこと。

3「事件の経過」でございます。(1)令和2年5月20日、訴えの提起がございました。区への送達日は7月29日でございます。(2)令和2年8月17日、通常手続移行申述及び東京地方裁判所への移送申立てをいたしました。

裏面をご覧ください。

4「区の方針」といたしましては、特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して、応訴することといたします。

5「その他」でございます。本件事件については、1回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする少額訴訟として訴訟提起がなされましたが、区は、本件事件を速やかに審議することが困難であるとし、通常手続による審理を求める申し出及び東京地方裁判所への移送申立てを行ったものでございます。

ご報告は以上になります。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わります。

次に、報告事項等の2「区政一般質問要旨（令和2年第3回区議会定例会）」についての報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは私から、9月15日に開催されました令和2年第3回定例会の区政一般質問、教育委員会に係る部門につきましてのご報告を申し上げます。

表紙に記載しましたとおり、4名の方からのご質問がございました。

ここでは、教育長答弁を中心にご報告をいたしたいと思っております。

1ページをおめくりください。最初に自民党の秋家議員の質問でございます。「学校改築の現状と課題、今後の改築の進め方について」というご質問で、大きく分けて三つのご質問がございました。

まず一つ目が、様々な学習への対応、教育のICTの推進に合わせた環境整備についてのご質問がございました。ここにつきましては、グループ学習、全体発表や討論、ICT機材を活用した授業を行いやすくするために、改築に当たっては既存の学校よりも普通の教室の面積を広げていること。また1人1台のタブレット端末の配置に対応した通信環境、電源供給を整備していること。少人数教室を複数設けることで、習熟度に応じた授業の実施に配慮した整備をしていることを、お答えいたしました。

次ページをおめくりください。2ページ目でございますが、木のぬくもりが感じられる学校整備の検討が必要だというご質問に対しまして、お答えをしております。

基本設計を進めている水元小学校については、地域環境を踏まえ、木質化の整備を基本方針の一つとしている。あるいは今後の学校改築においても、木材の活用を検討していくということで、お答えをしております。

同じページで、学校プールの在り方を検討すべきというご質問がございました。

こちらの答弁は、猛暑などにより計画的な水泳指導が難しくなっていること。安全や水質の管理に対する学校の負担が大きいことから、今後の水泳指導を見直す時期に来ていると考えている。区内の公営や民間の屋内温水プールを有効に活用できれば、計画的で質の高い水泳指導が可能となるのではないかと考えている。活用体制を整えることで、改築校にプールを設置しないことも視野に入れた検討を進める必要があると考えている、ということで、全体につきましては、学校改築に当たっては長期的な視野に立って、効果的・効率的に教育環境の向上に努めていくというご答弁を差し上げました。

4ページ目でございます。公明党の江口議員からのご質問でございます。まず最初が「今後の教育行政について」という質問の中で、ICT教育を行う環境整備のために、教育内容は教育委員会、システムの構築と技術指導は専門の部署を設置し、役割分担を明確にすべきというご質問

がございました。

こちらにつきましては、実効性のあるICT教育を実現するためには環境面と運用面の両面を推進することが必要となる。今年度から、指導室内にICT環境整備の専門の係を設け、学校教育指導を担当する指導主事と連携しており、今後も連携強化を図っていく。また区長部局の情報政策課とも連携を図ることにより、より実効性のあるICT教育の実現に取り組むとお答えを差し上げました。

6ページ目でございます。ICTの活用力をアップさせる教員研修の充実についてのご質問がございました。

こちらにつきましては、従来からの研修に加え、1人1台のタブレット端末を前提に効果的な活用による分かりやすい授業の実施や、どのように児童・生徒に活用させるかについて、効果的な研修内容を検討し、実施していくというお答えを差し上げました。

7ページ目、8ページ目でございますが、こちらについては、タブレットの活用を前提に教室のコンセントの複数配置や机の広さについてのご質問がございました。

こちらにつきましては、学校改築の際に、タブレット端末が支障なく利用できるような必要な整備を行うということ。それから、教室の広さや扱いやすさなどを考慮しながら、適切な机の広さについて、改築に伴う備品整備の中で検討を行うということで、お答えを差し上げました。

11ページ目でございます。タブレット端末への本区独自のコンテンツの導入、海外派遣やイングリッシュキャンプの動画配信について、あるいは英会話のレッスンの導入についてということで、ご質問がございました。

こちらの答えは、本区独自に作成した教材など、今年度中に検討を進め、タブレットに装備していくということ。また、海外派遣やイングリッシュキャンプの動画配信につきましては、権利上の制約が発生する可能性がありますけれども、できる限り活用できるように検討する。英会話については、小学校5年生以上の外国語の教科書について、二次元コードを活用できる教科書を採択して、英会話の練習ができるということをお答えいたしました。

公明党につきましては、そのほかに、学校でのタブレット活用の通信料についてどう考えるかというご質問がございましたけれども、こちらは学校教育担当部長の答弁で、原則的には各家庭で負担していただくことを今、考えているということで、お答えを差し上げたところでございます。

続きまして、13ページ目以降の共産党、木村議員の質問でございますけれども、こちらにつきましては、教育長答弁はございませんでした。次長あるいは学校教育担当部長で答弁いたしましたが、おおむね質問内容としましては、学校給食費を年度内無償化すべき、あるいは子育て支援施設の整備方針を見直すべき、それから少人数学級の実現についてどう考えるかという三つの大きな質問がございまして、学校給食費の年度内無償については、もう既に公費負担による保護

者負担の軽減を行っていますので、無償とする考えはございませんとお答えをいたしました。

また、子育て支援施設の整備方針につきましては、現在の整備方針に基づき、わくわくチャレンジ広場、学童保育クラブで放課後等の児童のための環境整備を進めていくということで、お答えを差し上げました。また、少人数学級の実現につきましては、国の動向を注視したいということをお答えいたしました。

最後のページになります。24 ページ目ですけれども、颯新の小林議員からの質問で、教育長車の運行委託をしているが、必要かというような内容のご質問がございました。

こちらにつきましては、移動手段の確保の視点から必要であると認識しているというお答えを差し上げたところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** タブレット端末が子どもたち全員に行き渡るということですが、10 ページのところ、通信料について、ノートや鉛筆を各家庭でご用意いただくと同様に、原則的には各家庭で負担していただくと答えているのですが、質問の趣旨は、家庭の状況によって子どもたちが学習をする上で、格差が生じないようにすべきじゃないかということが、最も大きなところだと思います。確かに、その前段で、約 95 パーセントの家庭でインターネットの環境が整っているということですが、おおよそ整っているからいいというのではなくて、整っていない人たちの学力低下を招かないように、どのようにしたらいいかということをお考えのほうがいいのではないかということの一つとして、通信料についての懸念があるということの質問だと思います。

この答弁の方向性だけではなくて、もう少し広い答弁であってほしかったなと思います。例えば教育委員会の中では、図書館があります。図書館の中に、学校の学習センターのようなエリアがあれば、自宅に帰って通信環境がないという子が、学校の学習センターで勉強が終わって、じゃあ、そこでできなかったけれども、そこへ行ってやろうかなという対応ができると思います。

また、児童館とか地区センターとか、大きく言えば体育館のロビーだとか、いろいろなところがあると思います。公共施設で、子どもたち、小・中学生が放課後、足を運べるような場所にWi-Fi環境をつくるなど、Wi-Fi環境をつくと様々な弊害もあるということなのですが、弊害があるからできないではなくて、コロナ禍だけでも、経済と共存することなどが求められているし、デジタル庁もつくろうという時代ですので、そういう中で、どうしたらそうした子どもたちに対して勉強できる環境づくりが整えられるかという視点で、教育委員会だけではなく、他の部署も含めながら、葛飾区の子どもたちにそうした状況を整えてあげるという方向性で、物事を考えていくような取組が必要ではないかなと思います。ぜひそうした視点で、これからの時代に合わせて、コロナ禍の子どもたちの学習環境を整えるという意味で、一般のノー

トや鉛筆などのようにという考えではなく、もっと広い取組の姿勢を持っていただけないかなと思ひまして、提案をさせていただきたいと思ひます。

○**教育長** 学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** 環境のお話でございますけれども、今、区内の施設の例が出てまいりました。タブレット端末の活用を、これから児童・生徒がどのようにしていくかということは、継続して考えていかななくてはならない課題と認識してございます。児童・生徒を一人も取りこぼさないように学校教育を充実させるということ、これは信念として続けたいと思ひているところでございます。

それで、区内では国が承認をしております、地域専用のインフラ整備というものを進めているところでございます。このインフラの活用というのは、区立施設の避難所を中心に、Wi-Fi設置に活用しているというものでもございます。これを今、整備しつつあるという、現在進行形でございますが。そのようなものも児童・生徒が利用できる環境につなげられるかという視点を持って、検討をしてまいりたいと思ひます。

○**教育長** よろしいでしょうか。そのほかは、いかがでございましょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 学校のプールの在り方を検討すべきというところの中での回答の中に、学校プールを設置しないことも視野に入れた検討を進めていくとご回答があるのですが、理由としては、猛暑下での子どもの健康面や管理面というところがあつたと思うのですが。区立の小学校や中学校に室内温水プールをつくる可能性というのはないものなのでしょうか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 学校におけます水泳指導の在り方に関しましては、現在、検討をしている段階ではございますが、区によりましては室内温水プールを設置しているような学校もあるのですけれども、葛飾区は学校数が多いということもありまして、そういったところを踏まえて考えていかなければならないかなと思ひます。どういった形が子どもたちにとって、いい環境の中で育成できるかということを考えながら、検討しなければいけないのですけれども、葛飾区全体の学校数の多さというの踏まえながら考えていかなければいけないかなと考えているところでございます。

○**青柳委員** 確かに予算がすごくかかることではあると思ひます。まだ検討段階ということもある中での話なので、そういう疑問を持つ親も多分出てくるだろうと思ひ、ご質問させていただきました。昔から日本は、スポーツにおいて水泳が強い分野でもありましたし、単純になくなってしまふというのとは何か寂しいなという思ひから言わせていただきました。ありがとうございます。

○**教育長** 塚本委員。

○**塚本委員** ただ今、各委員の方々の質問にございましたが、齋藤委員から奇しくも学習セン

ターの機能の話をしていただき、非常に大切なことだと思うのです。と同時に忘れてはいけないのは、学校の施設は避難所の機能というのがございます。気候変動もありましょうし、空調の問題等も充分整備できてくると思うのですが、送風機の設置、と同時に、今の通信機器の話と一緒に、充分な電源の確保という部分も、あつてはならないのでしょうかけれども、先月ですか、NHKのニュースに、葛飾の去年の台風 19 号の際での避難所設置の例がニュースソースとして取り上げられ、非常に良く報道されました。さらに先んじて検討していただくようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

○塚本委員 はい。

○教育長 ありがとうございます。そのほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の 2 を終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、その他、何かご質問・ご意見等はございますでしょうか。

望月委員。

○望月委員 先週、金曜日の新聞に出ていた件なのですけれども、コロナ禍による授業時間の減少を、教科の組合せや指導法の見直しで乗り越えようとする動きが広まっているという記事が載っていたのです。今、長い休みがあったために授業数が足りないという話がありまして、これは京都の事例なのですけれども、通常 52 コマかかる国語、社会、総合的な学習は 37 コマに短縮したというのが出ていました。37 コマにした理由は、社会でゴミ処理や水質などの現状や課題を考えさせる。続く国語で新聞作りの単元の一環として社会の授業で生じた疑問について、本やネットで調べる方法を選ぶ。そして、総合学習では、持続可能な開発目標、SDGs を視野に入れた自分なりの解決策を考え、各児童が新聞としてまとめるという流れ。こういう授業をすることで、授業数を少なくしても確保できるということであって、葛飾区ではこのような感じで、学校が独自でこういう授業を進めていいのかどうか。または、区の教育委員会でもこういう授業をやったら効果があるということをどのように考えているのか、聞かせていただければと思いました。

○教育長 指導室長。

○指導室長 その事例ということではないのですけれども、葛飾区においても授業時数の確保ということで、いま一度、教育過程の再提出を頂いており、指導主事で確認をし、受理をしているところです。その中には、当然ながら、行事等の見直しもありましたけれども、今、お話があったような、従前、例えば 10 時間でやるような授業でも、振り返りの部分を家庭学習にしたり、まとめのところは家庭でやるとかということで、精選を葛飾区においてもしております。国等も東京都もそういうような例示もされているものですから、各学校で工夫をしております。

もう一つの観点としては、今年度から小学校については新学習指導要領が全面実施でございまして、カリキュラムマネジメントという言葉がございまして、今までのような教科ごとでばらばらではなくて、特に一緒に学ぶことでより理解が深まるような、そういったものも意識をしながら、各学校、年間の計画を作成しております。

現状ですと、夏休みの短縮であるとか、様々なこともあり、そういった精選もあり、今年度中にはその学年の授業をしっかりと終わられるように各学校、進めていると考えております。

○**教育長** よろしいですか。そのほかはいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 今の望月委員に関連してですけれども、総時間数では100あるいは200時間ぐらい足りないと言われているのです。この辺を短縮するために、指導室長がお話のようにいろいろな工夫をされているということでもありますけれども、現実にはどれぐらい足りなくなるという勘定になっていますか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 確保に苦慮するところは、中学校、特に3年生であるとか、小学校でも高学年辺りが想定されます。今後でございしますが、行事等の見直しもありますけれども、例えば、卒業式の練習の時間の取り方であるとか、そういったところも含めて、かなり繊細な、子どもたちの気持ちも酌み取りながらやっていかなければいけない。逆に、小学校の低学年、中学年辺りはそういったところでは、無理がなくできるのかなと思っております。学年によっても、また学校によってもそれぞれ違いますので、内容についてはしっかりと履修させるということはもちろん当たり前のこととさせていただきますけれども、学年等によってはかなり難しい。これから新型コロナウイルス感染症対策に加えて、季節性のインフルエンザであるとか、そういったこともありますので、個々の学校については、授業時数の進行管理というのはかなり気を遣う学年もあるのは確かなことです。

指導室もご相談をいただければ、一緒に考えてまいりたいと思っております。

○**教育長** 日高委員。

○**日高委員** 本当におっしゃるとおりで、コロナウイルスだけではないという時代が来るのではないかという懸念をされるわけです。今度はインフルエンザが流行ってきて、一緒になったら、また大変な状況になるだろう。そういう予測ができるということでありまして、各学校の対応、大変だと思いますけれども、具体的な手だてを、ぜひ先読みで対応していただけるようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和2年教育委員会第14回の臨時会を閉会といたします。



ありがとうございました。

閉会時刻 10時25分